

鳥取県サイクルツーリズム推進・連携会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「鳥取県サイクルツーリズム推進・連携会議」(以下、「連携会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 連携会議は、官民の関係者が意見交換及び連携した取組を進めることにより、県内の自転車活用推進並びにサイクルツーリズム推進を図ることで交流人口の拡大、地域の活性化につなげることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連携会議では、次の事項についての検討や調整を行う。

- (1) 県内のサイクルツーリズム推進に関すること
- (2) ナショナルサイクルルートに関する取組推進に関すること
- (3) その他目的の達成に必要な事項に関すること

(構成員等)

第4条 連携会議は、会長及び構成員をもって組織する。

- 2 会長は県知事をもって充てる。
- 3 会長及び構成員は別表の機関名等の欄に記載した機関または団体(以下「機関」という。)の長または長が指名した者とする。
- 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、連携会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイザー)

第5条 連携会議には、第3条の所掌事務を行うにつき必要な助言等を得るため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 前項のアドバイザーは連携会議等に参加し、参加者の求めに応じて助言等を行う。

(会議)

第6条 連携会議は会長が招集し、年1回開催以上の開催とする。

2 会長及び構成員は、やむを得ない理由のため連携会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。なお、代理の者は被代理人である会長又は構成員と同一の機関に所属している者とする。

- 3 連携会議は必要な場合には、書面において開催することができる。
- 4 連携会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、決議を行うことができない。
- 5 連携会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(組織)

第7条 連携会議には、必要に応じてワーキンググループ及びタスクフォースを置くことができる。

(事務局)

第8条 事務局は、鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課内に置く。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、連携会議の運営に必要な事項は鳥取県輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附則

1 本規約は、令和6年2月14日から施行する。

| 別表 | | 鳥取県サイクルツーリズム推進・連携会議 | |
|-----------|--------------|-------------------------|--|
| 構成員 区分 | | 機関(団体)名等 | |
| 1 | サイクリスト 団体 | 鳥取県サイクリング協会 | |
| 2 | | とっとりサイクルツーリズムの会 | |
| 3 | | 鳥取中部ツーリズム協議会 | |
| 4 | 自転車産業 | 鳥取県自転車商協同組合 | |
| 5 | サイクル拠点 | 皆生温泉旅館組合(コグステーション皆生) | |
| 6 | | 森の国(コグステーション大山) | |
| 7 | 商工団体 | 鳥取県商工会 連合会 | |
| 8 | | 鳥取県商工会連合会西部商工会産業支援センター | |
| 9 | | 鳥取県商工会議所 連合会 | |
| 10 | 観光事業者 | (一社)日本旅行業協会中四国支部鳥取地区委員会 | |
| 11 | | (一社)全国旅行業協会鳥取県支部 | |
| 12 | | (公社)鳥取県観光連盟 | |
| 13 | 交通事業者 | 西日本旅客鉄道(株)営業本部 山陰営業部 | |
| 14 | | (一社)鳥取県バス協会 | |
| 15 | | (一社)鳥取県ハイヤータクシー協会 | |
| 16 | 国 | 国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所 | |
| 17 | | 国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所 | |
| 18 | | 国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所 | |
| 19 | 行政 | 県内全市町村(19市町村) | |
| 20 | | 鳥取県 | |
| アドバイザー | | (株)ARCH・ヒーロー北海道 | |